

令和7年度 大江町教育ローン返済支援補助金募集要項

令和7年12月24日制定

大江町では、大学等の在学期間終了後に本町に定住する若者の教育借入金の返済を行う保護者で、次の要件を満たす教育ローン返済支援をするため、令和7年度の認定対象者を次のとおり募集します。

なお、補助金は、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号）及び大江町教育ローン返済支援補助金交付要綱（令和7年12月24日施行、以下「要綱」という。）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内において交付します。

1 応募資格

次の各号の要件全てに該当する者とします。

(1) 次のA、B、Cいずれかに該当する者で、連携金融機関の教育ローンを利用している者

A 令和8年度に次に掲げる大学等に入学する大江町民である学生の保護者

イ 大学院（修士課程及び博士課程）

ロ 大学

ハ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）

ニ 短期大学

ホ 専修学校専門課程

へ 山形県立産業技術短期大学校、山形県立職業能力開発専門学校

B 令和8年度に大学等に入学する学生の大江町民である保護者

C 山形県立左沢高等学校を卒業し、令和8年度に大学等に入学する学生の保護者

(2) 納付すべき税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者でない者

※ 大学等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）、同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）及び海外の大学（学位取得を目的として就学するものに限る）をいう。

2 認定募集期間

令和7年12月24日（木）から令和8年3月19日（木）まで

3 支援の内容

対象費用	制度利用者の保護者等が教育ローンの返済に要した元金。
対象外経費	繰上返済額（全額繰上、一部繰上及び返済額の増額等を含む）。
補助金額	申請年度の算定期間における教育ローンの返済額の合計額の中の元金返済額の千円未満を切り捨てた額とし、かつ、本制度により補助を受けた額の通算300万円を上限とする。ただし、算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等を受けている場合にあつては、補助金の額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）。
補助期間	制度利用者の保護者が教育ローンの返済を開始した翌年度から教育ローンを完

	済した翌年度までとする。
補助金の交付	認定条件を確認後、実績に応じて交付。

4 認定申請

大江町教育ローン返済支援認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、募集期間内に提出してください。提出された書類等の内容を審査の上、その結果を文書にて通知します。

- (1) 申請者及び教育ローン制度利用者の住民票の写し
- (2) 教育ローン制度利用者が大学等に入学・在籍等を証明する書類
- (3) 連携金融機関の教育ローンを借り受けていることを証明する書類
- (4) 申請者の本人確認書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

5 交付申請

補助金の交付申請は、教育ローン制度利用者が町に定住した翌年度以降になります。大江町教育ローン返済支援補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）に次の書類を添えて申請をしてください。ただし、申請時に教育ローン及び町税等に滞納がある場合は、交付対象外となります。

- (1) 教育ローンの返済期間及び割賦の額がわかる書類
- (2) 申請年度の前年度の1年間において返済した教育ローンの額（元利金額の内訳）が分かる書類及び返済を確認できる書類
- (3) 申請初年度は大学等の在学期間を終了したこと等を証明する書類
- (4) 制度利用者の住民票の写し
- (5) 認定者の町税等の完納を示す証明書
- (6) 申請者である認定者の本人確認資料
- (7) その他町長が必要と認める書類

6 その他

認定内容等に変更があったときは、届出（様式第3号）が必要です。速やかにお知らせください。また次の事由に該当した場合は、認定を取り消します。

- (1) 教育ローン制度利用者が大江町に定住しなくなったとき
- (2) 要綱第3条の要件を満たさなくなったとき
- (3) 補助金の交付を辞退する申出があったとき
- (4) 教育ローンの借入が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く。）
- (5) 教育ローンの返済が免除されたとき
- (6) 虚偽の申請その他不正の行為によって認定を受けたとき

※ 要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき及び虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたときは、認定を取消するとともに、すでに交付した補助金について全部又は一部を返還していただきます。

7 提出・問い合わせ

大江町教育委員会学校再編準備室学校教育係

電話 0237(62)2270 Fax 0237(62)3667 Mail kyoiku@town.oe.yamagata.jp